

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部

令和 6 年 4 月 1 日に組合員となる者への組合員証等の送付について

このことについて、令和 6 年 3 月 6 日付事務連絡により通知しましたとおり、組合員証等を次のとおり送付しています。

(1) 令和 6 年 4 月 1 日に組合員になる者がいる所属への送付物

- ・組合員証等（組合員証、受領書、意思表示欄保護シール）
- ・組合員資格取得届書兼転入届書（一部印字）
- ・組合員個人番号届出書
- ・年金加入期間等報告書（一部印字）※一般組合員のみ提出が必要となります。

(2) 令和 6 年 4 月 1 日に組合員になる者がいるが、上記①の書類が届かない場合

以下の書類の提出をお願いいたします。

- ・組合員資格取得届書兼転入届書
- ・組合員個人番号届出書
- ・年金加入期間等報告書 ※一般組合員のみ提出が必要となります。

※書類の作成方法

○「手続ナビ」を利用して作成：

ホームページ>「マイページへログイン」>「組合員証（保険証）がない新規組合員の方はこちら」

○様式を印刷して作成：

ホームページ>「様式集ダウンロード」

注：令和 6 年 4 月 2 日以降に資格取得となる組合員については、提出書類及び組合員証の送付はいたしません。

上記（2）と同様に提出書類を作成後、速やかに提出してください。

－ 問い合わせ先・提出先 －

岡山県教育庁福利課給付班

TEL：086－226－7606

こちらの案内は、手続対象者への利用案内としてもご活用ください。

共済組合・互助組合の手続支援システムを開発しました！



手続ナビ 利用案内



✿「手続ナビ」でできること

質問に答えていくだけで、

- ① **資格取得**（組合員が就職・転入するとき）
- ② **退職・再就職・種別変更**（組合員が退職・退職後すぐに再就職・種別変更するとき）
- ③ **被扶養者認定**（家族を被扶養者に認定したいとき）
- ④ **被扶養者取消**（家族を被扶養者から取り消したいとき）

の手続きに必要な書類が印字済みで出力されます！



印刷した書類は所属所を通じて福利課へ提出してください。

✿「手続ナビ」のメリット

- ① 詳しい知識がなくても、手続きに必要な書類作成ができる！
- ② 手書きがほとんどないため、書類作成時間が短縮できる！
- ③ 一人ひとりの状況に応じた必要な添付書類や関連手続きが確認できる！
- ④ 常時、24時間利用可能！

手続ナビ
(マイページへログイン)



手続ナビ（マイページへログイン）：<https://www.okayamafukurinet.jp/mypage/>

手続ナビのログイン方法



IDパスワードの入力

ID

A99999

※ 組合員証番号（保険証の番号）または互助会員番号を入力（※ IDは職員番号ではありません）

パスワード

※ 半年以内の西暦8桁または任意で設定したパスワードを入力
※ パスワードをお忘れの方で、メールアドレス（パスワード再設定用）を登録済みの方は[こちら](#)
※ パスワードをお忘れの方で、メールアドレス未登録の方は福利課「086-226-7603」までご連絡ください。

マイページへログイン

※ 退職後もログイン可能です。（半年以内が目安）
ログインに必要な ID / Pass は、退職時のものです。
なお、マイページ内のメニューは、手続ナビのみ利用可能です。



⑤ で作成した書類の確認や修正を行う場合はコチラ



※ ただし、修正期限は最初の作成日から1週間です。1週間を過ぎると、修正ができなくなります。

新たに採用された組合員のログイン方法（資格取得）

おかやま教職員 福利厚生 ネット

お問い合わせ 文字サイズ 小 大

ご利用ガイド 通知文書 様式集ダウンロード 福利事務の手引き **マイページへログイン**

①

IDパスワードの入力

ID 例：A99999

※組合員証番号（保険証の番号）または互助会員番号を入力（半角・大文字で入力）

マイページへログイン

② 組合員証（保険証）がない新規組合員の方はこちら

※ コチラの入力口からログインする例

- ・ 4月1日資格取得者で福利課から組合員証が届かない者
- ・ 4月2日～翌年3月31日資格取得者

ID

パスワード

！ 組合員証をお持ちではないですか？

左の組合員証をお持ちの方は、ログイン画面へ戻り、ID・パスワードでログインし、マイページ内の「手続ナビ」より書類を作成してください。

ログイン画面へ戻る このまま書類作成へ進む

③

ID・パスワードログインでは、自動情報入力や書類作成履歴の確認ができます。
このまま書類作成へ進むと、書類作成完了後の修正不可となります。

手続ナビ
(組合員証がない新規組合員の方専用)

資格取得及び被扶養者認定の書類を作成できます。
途中保存はできません。一定時間操作がない場合は入力された情報がリセットされます。
準備物が手元にあると、スムーズに入力できます。記載している準備物以外にも必要な場合がありますので、ご了承ください。

書類を作成する

資格取得

準備物

- ・ 通帳
（岡山に本店がある金融機関）
- ・ 基礎年金番号が確認できる書類

被扶養者認定

準備物

- ・ 事実発生日が確認できる書類

④ 手続メニューを選択

※ 組合員証がない新規組合員の方専用ページでは、書類作成履歴の確認や修正はできません。

主な「手続ナビ」の流れ

- ① 項目の確認や入力をして、画面下部の「次の質問へ進む」をクリック。
不備がある場合はエラーが表示され、回答に応じて必要な質問が次に表示される。

※ 注意

「資格取得」と「退職・再就職・種別変更」は、選択する組合員種別（一般・短期）によって表示される質問やダウンロードできる書類が変わります。



- ② 全ての質問に回答後、「書類一括ダウンロード」をクリックし、書類一式（zipファイル）をダウンロード。

※ 注意

ブラウザ上でファイル解凍及び書類印刷をした場合、正常な動作が行われません。

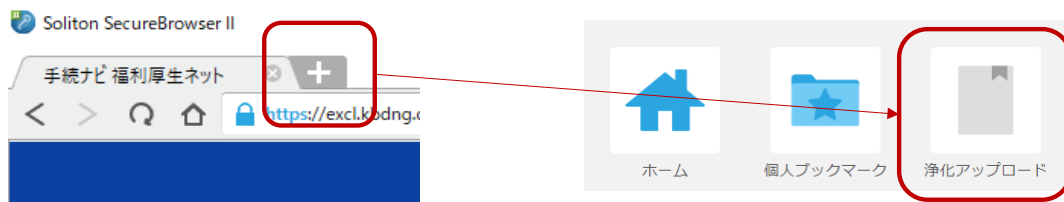
（例）県立学校等の行政端末にて、仮想デスクトップ（SecureBrowser II）で「書類一括ダウンロード」をした場合、ファイル転送システム（手続ナビ利用案内 5 頁）を使ってローカルPCにダウンロードしてください。

その他の所属所は、各市町村教育委員会等の関係部署にご確認ください。

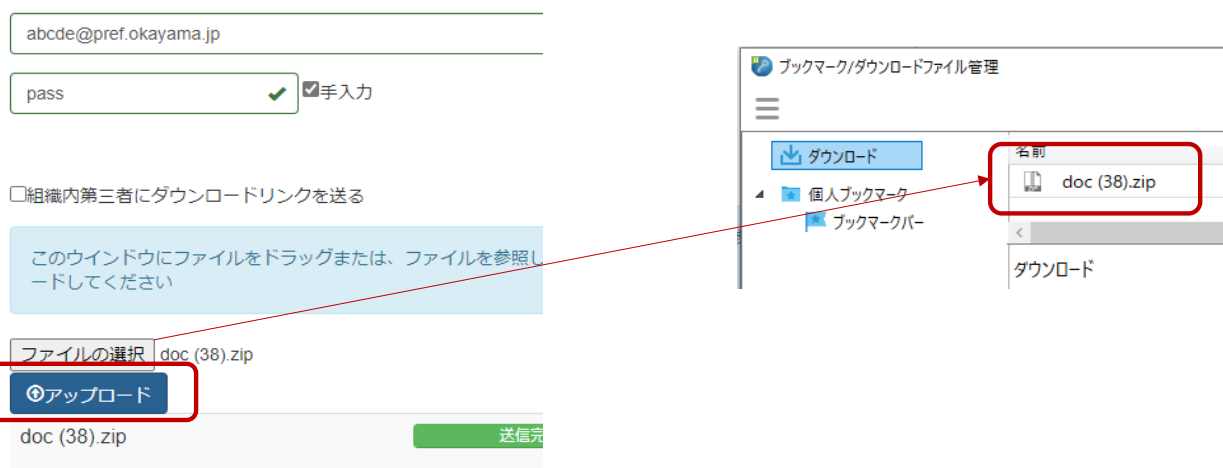


仮想デスクトップの場合は開かないでください！

- ①「書類一括ダウンロード」押下後、新しいタブを開いて、「浄化アップロード」をクリック。



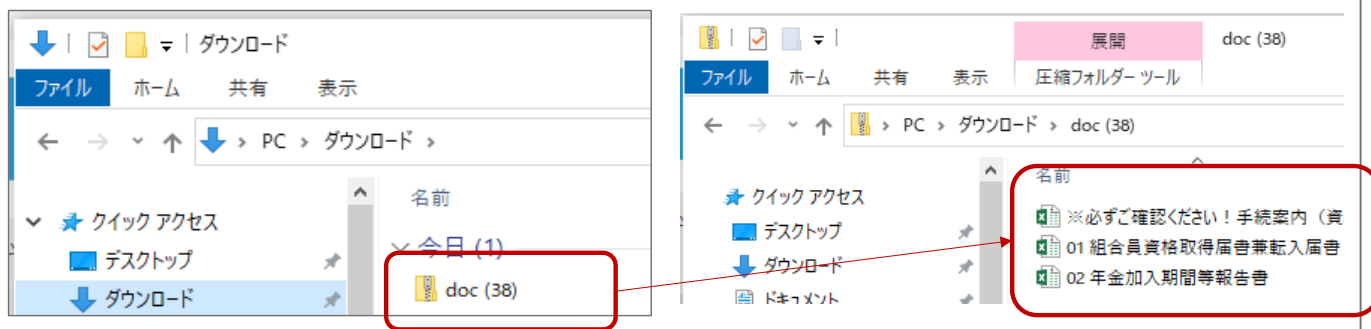
- ②「ファイルの選択」をクリックして、ダウンロードしたzipファイルを選択し、アップロード。



- ③「**岡山県 全庁共通システム**」内のファイル転送システム（ダウンロード）をクリックし、ログイン情報を入力。
アップロードしたzipファイルをダウンロード。



- ④ダウンロードしたファイルは、ダウンロードフォルダ内に保存される。



所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

令和6年度資格取得及びその他の人事異動に伴う諸手続について

このことについて、事務処理は次のとおりですので、適切に処理されますようよろしくお願いします。

1 資格取得日が令和6年4月1日の場合

次の提出書類及び組合員証を所属所長あてに送付いたしますので、必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。

(1) 提出書類

- ・組合員資格取得届書兼転入届書
- ・組合員個人番号届出書
- ・年金加入期間等報告書（一般組合員のみ）

上記書類のうち、住所・給付金等受取口座・基礎年金番号・年金加入期間・個人番号（マイナンバー）・被扶養者の有無等について事前に確認してください。

(2) 送付予定日

令和6年4月11日（木）

(3) 提出期限

令和6年4月22日（月）

注：県費負担の会計年度任用職員（パートタイム等）については、提出書類及び組合員証の送付はいたしません。下記2と同様に提出書類を作成後、速やかに提出してください。

2 資格取得日が令和6年4月2日以降（年度中途）の場合

上記1（1）提出書類を「手続ナビ」で作成後、速やかに提出してください。

○「手続ナビ」を利用して作成

ホームページ>「マイページへログイン」>「組合員証（保険証）がない新規組合員の方はこちら」

○従前どおり様式を印刷して作成

ホームページ>「様式集ダウンロード」

「手続ナビ」利用については、別添の「手続ナビ利用案内」を該当者へご案内ください。

提出書類の詳細等については、ホームページ>「人事異動について」>「人事異動に伴う提出書類等一覧〔PDF〕」を参照してください。

3 資格取得時の被扶養者の認定手続き

被扶養者の認定が必要な場合は、通常の被扶養者認定と同様の手続きが必要です。

なお、他の共済組合又は公立学校共済組合の他支部からの転入者で、被扶養者の資格に変更がなく引き続いて認定する場合は、異動前（他共済又は他支部）の被扶養者証の写しを被扶養者申告書に添付することで必要書類に代えることができます。

4 組合員証・被扶養者証が届く前に病院で受診した場合

保険適用の通院や入院で医療費を全額（１０割）支払った場合、組合員証等を受領後、病院の窓口で精算できる場合があります。まずは病院にご相談ください。

精算が行えない場合、共済組合へ請求することで、療養費（７割部分）が支給されます。請求には、医療費を全額支払った際の領収書と診療明細書の原本が必要ですので、保管しておいてください。

○療養費の請求について

ホームページ>「ご利用ガイド」>「各種給付」>「病院等で組合員証を使用できなかったとき」

5 その他留意事項

他の共済組合からの転入者で、人間ドック受診希望の方は、新たに人間ドックの申込みをしてください。異動前の共済組合で人間ドックの申込みをしている場合であっても、申込内容を当共済組合へ引き継ぐことはできません。

人間ドック事業の詳細については、別途送付される通知を参照してください。

6 提出先

〒 700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁福利課あて

7 問い合わせ先

事務内容	担当班	直通電話番号
共済組合の資格得喪・被扶養者認定 諸給付関係・手続ナビに関すること	給付班	086-226-7606
共済組合の転出・年金関係	年金班	086-226-7605
互助組合準会員関係	互助経理班	086-226-7609
退職互助の会員関係	退職互助班	086-226-7610
貸付関係	共済経理・貸付班	086-226-7608
人間ドック	健康管理班	086-226-7604